令和５年５月１９日

報道機関各位

令和５年度経済対策事業について

産業経済部商工労働課
企業誘致課

コロナ禍において、原油価格や物価高騰の影響を受けている中小企業者及びＬＰガス利用者を支援するため、国の新型コロナ地方創生臨時交付金を活用し、「ＬＰガス料金負担軽減支援事業」「省エネ機器等導入支援事業」「中小企業季節資金信用保証料補助金交付事業」の３事業を実施するものです。

１　事業内容（各事業の詳細は、別添チラシをご覧ください）

⑴ＬＰガス料金負担軽減支援事業

コロナ禍におけるエネルギー価格及び物価高騰により、生活に影響を受けているＬＰガス利用者を支援するため、ＬＰガス供給事業者が利用者の料金の一部を値引きした場合に、その値引額分をＬＰガス供給事業者に対して補助する事業。

（値引対象期間）令和５年１０月１日～１２月３１日

⑵省エネ機器等導入支援事業

エネルギー価格の高騰に対し、省エネ機器等を導入することでエネルギー使用量の軽減を図るため市内で事業活動を営む個人事業主、中小企業者等がエネルギー消費効率等に優れた省エネ設備を導入する際の費用の一部を支援する事業。

（申請期間）令和５年７月３日～９月２９日

⑶中小企業季節資金信用保証料補助金交付事業

物価高騰の影響を受ける中小企業の資金の需要期に運転資金の供給を円滑化するとともに、ポストコロナに向けた地域経済の好循環の実現を図るため、中小企業季節資金の融資を受けた事業者に対し、その保証料を補助する事業。

（申請期間）令和５年６月１日～令和６年２月２９日

問い合わせ先

ＬＰガス料金負担軽減支援事業
　企業誘致課　安原　℡0270-27-2756

省エネ機器等導入支援事業
　商工労働課　石原　℡0270-27-2754

中小企業季節資金信用保証料補助金交付事業
　商工労働課　久保　℡0270-27-2754

伊勢崎市

令和５年度 経済対策事業のご案内

令和5年度　新型コロナ
地方創生臨時交付金事業

❶ＬＰガス料金負担軽減支援事業	❷省エネ機器等導入支援事業	❸中小企業季節資金信用保証料補助金交付事業
コロナ禍におけるエネルギー価格及び物価高騰により、生活に影響を受けているＬＰガス利用者を支援するため、ＬＰガス供給事業者が利用者の料金の一部を値引きした場合に、その値引額分をＬＰガス供給事業者に対して補助する事業。	エネルギー価格の高騰に対し、省エネ機器等を導入することでエネルギー使用量の軽減を図るため市内で事業活動を営む個人事業主、中小企業者等がエネルギー消費効率等に優れた省エネ設備を導入する際の費用の一部を支援するもの。 ▲ホームページ	物価高騰の影響を受ける中小企業の資金の需要期に運転資金の供給を円滑化するとともに、ポストコロナに向けた地域経済の好循環の実現を図るため、中小企業季節資金の融資を受けた事業者に対し、その保証料を補助する事業。 ▲ホームページ
…1p	…2~3p	…4p

❶ＬＰガス料金負担軽減支援事業補助金

伊勢崎市では、コロナ禍におけるエネルギー価格及び物価高騰により、生活に影響を受けているLPガス利用者を支援するため、LPガス供給事業者が、ガス利用者から請求するガス料金の一部を値引きし、その値引き額分をLPガス供給業者に対して補助します。

補助内容
- **値引き額分の支援**　1,000円×3か月分×市内LPガス供給対象数
- **実施のための経費**

対象条件　**令和５年１０月１日～１２月３１日までの３か月間で値引きを実施したもの**

エントリー期間　令和５年**７月下旬～９月中旬予定**

補助対象　**ＬＰガスの供給事業者**

支援の流れ

問い合わせ先
〒372-8501　伊勢崎市今泉町二丁目４１０
伊勢崎市産業経済部企業誘致課企業誘致係
TEL：０２７０－２７－２７５６　Eメール：kigyou@city.isesaki.lg.jp

②省エネ機器等導入支援事業補助金

制度の目的

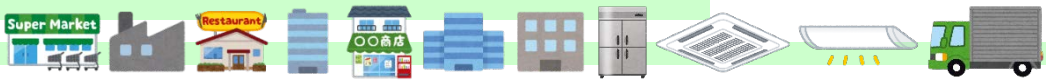

エネルギー価格の高騰に対し、省エネ機器等を導入することでエネルギー使用量の軽減を図るため、市内で事業活動を営む個人事業主、中小企業者等がエネルギー消費効率等に優れた省エネルギー設備を導入する際の経費の一部を支援します。

受付期間

令和５年**７月３日（月）～９月２９日（金）**

※受付期間内であっても予算額に達した場合は受付を締め切ります

※令和６年２月２９日（木）までの支払いを含む事業完了と実績報告が必要です

補助対象者

市内で１年以上事業活動を営む個人事業主、中小企業者等

※本事業における中小企業者は、中小企業基本法における定義によります

※学校法人、社会福祉法人、医療法人、ＮＰＯ法人等を含みます

※次に該当する事業及び事業者を除きます

- ○日本標準産業分類に定める農業、林業及び漁業に該当する事業を営むもの
- ○自己または自己の団体の役員等が暴力団または暴力団員等であるもの
- ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する事業を営むもの
- ○法人税法に規定する公共法人
- ○政治団体もしくは宗教上の組織
- ○その他、本補助金の目的に照らし適当でないと市長が認める事業を営むもの

補助率・上限額

補助率 **１／２** 補助上限額 **３００万円**（１事業者１回限り）（千円未満の切捨て）

対象設備・事業

市内事業所、工場、店舗等に事業として設置するもので、導入により省エネルギー化が見込める設備に係る経費（施工を含む）

- ■業務用空調設備
- ■照明設備
- ■給湯設備
- ■変圧器
- ■ボイラー設備
- ■業務用冷凍冷蔵庫（ショーケース含む）
- ■交流電動機（圧縮機・送風機・ポンプ等）
- ■事業用自動車（自動車運送事業者が事業の用に供するもの）

注意事項

- ■申請には条件がありますので、事前に市ホームページを確認してください
- ■交付要項・申請書は、市ホームページからダウンロードしてください
- ■設置する設備は次のいずれかの要件を満たすことが必要です
  - ・国等が定める一定の判断基準を満たす設備
  - ・既存設備の更新により設置する設備であって、既存設備より消費電力等の消費エネルギーが削減されるもの
- ■国、県、市、その他の補助事業の交付を受けている、また受ける予定のある事業については補助対象外です

問い合わせ先 申し込み先

問い合わせ

産業経済部商工労働課
TEL　0270-27-2754
Mail shoukou@city.isesaki.lg.jp

申し込み先

６月中旬までに市ホームページでお知らせします。
※郵送での提出です。

▲市ホームページ

申請受付	令和５年７月３日（月）～９月２９日（金） ※提出は郵送のみとなります（９月２９日必着） ※提出先は６月中旬までに市ホームページへ掲載します
実施期間	令和５年７月３日（月）～**令和６年２月２９日（木）** ※補助金の交付決定後に発注を行った設備・工事が対象となります ※実施期間内に支払いまで完了することが条件です
申請方法	以下の提出書類を揃えて申請してください。（●印は市が行う手続き） ①見積の徴取等 ②補助金の交付申請 【提出書類】・交付申請書 ・市税の完納証明書 ・補助事業内容説明書 ・事業収支予定内訳書 ・見積書 ・仕様書（カタログなど性能基準が分かるもの） ・決算報告書（個人事業主は確定申告書） ・国民健康保険証の写し（個人の場合） ・履歴事項全部証明書（法人の場合） ❸交付決定（決定通知発送） ④設備等発注・施工 ⑤実績報告書の提出 【提出書類】・補助事業実績報告書 ・請求書等の写し、領収書等の写し ・現場写真（事業着手後の写真） ❻交付確定（確定通知発送） ⑦交付請求書の提出 ❽交付金支払い **様式や提出先** 詳細は市ホームページでお知らせします。
対象事業	市内事業所、工場、店舗等（以下「事業所等」という）に業務用空調設備、照明設備、給湯設備、業務用冷凍冷蔵庫、交流電動機（圧縮機・送風機・ポンプなど）、変圧器、ボイラー設備、事業用自動車を設置・施工する事業（詳細は市ホームページで案内します）であって、次のいずれにも該当するものとします。 (1) 国等が定める一定の判断基準を満たす設備、もしくは、既存設備等の更新により設置する設備であって、既存設備より消費電力等消費エネルギーが削減される設備を導入する事業 (2) 専ら事業の用に供するもの (3) 補助対象設備が１点１０万円以上の事業。ただし、照明設備についてはそれぞれ一式で１０万円以上の事業とする (4) 交付決定日以降に着手した事業 (5) 令和６年２月２９日（木）までに支払いを含めて完了し、報告を行うことができる事業 (6) 補助対象経費について他の補助を受けない事業 (7) 省エネルギー設備の設置を行う物件は、住居ではなく専ら事業の用に供するものに限る (8) 事業用自動車においては、道路運送法第２条に定める自動車運送事業を営む者が、その事業の用に供する自動車 (9) 販売や賃貸を目的とするものでない事業
対象経費	(1) 設備費　事業の実施に必要な物品の購入に必要な経費 (2) 工事費　補助金の交付対象となる事業の実施に不可欠な工事にかかる経費 (3) 撤去処分費　更新後の既存設備の撤去または処分に係る経費 ※ 上記に該当しない経費は補助対象外となります。また、上記に該当する場合であっても、次に該当する経費は補助対象となりません。 (1) 補助事業の目的に合致しないもの (2) 必要な経費書類を用意できないもの (3) 前項対象事業(4)に規定する着手可能時期より前に発注・契約、購入、支払い等を実施したもの (4) 消費税等の公租公課

③中小企業季節資金 信用保証料補助金

物価高騰の影響を受ける事業者を支援し、地域経済の好循環の実現を目的として、中小企業季節資金の融資実行を受けた事業者に対し、保証協会へ支払う保証料を補助します。

事業概要

中小企業季節資金の借入時に群馬県信用保証協会の保証付きとした場合、夏季資金・年末資金それぞれ事業者に対して保証料相当額(全額)の補助を行います。

※例えば夏季800万、年末800万の融資を申し込んだ場合、1,600万円の融資にかかる保証料に対して補助を行います。

※補助金の上限額及び売上減少等の条件はありません。

※中小企業季節資金の制度概要は市ホームページでご確認ください。（中小企業者・勤労者への融資）

補助対象となる方

中小企業者（個人・会社）市内に主たる事業活動を行う店舗、工場又は事業所を有し、引き続き１年以上同一の事業を営んでいる者

※中小企業信用保険法第２条第１項第１,２,５号に定めるもの（保証協会の保証対象業種と相違する場合があります）

補助対象となる融資の申込期間（事業者 ➡ 金融機関）

夏季資金　６月１日（木）から８月31日（木）まで
年末資金　11月１日（水）から１月31日（水）まで

補助金の申請期間（事業者 ➡ 市）

６月１日（木）から２月29日（木）まで

※夏季資金・年末資金の両方をご利用する方は、まとめて申請することができます。

※年末資金を利用しない方は、夏季資金の実行を受けた時点で申請することができます。

必要書類

〇交付申請書兼誓約書（様式第1号）
〇補助金請求書（様式第2号）
〇市税に滞納がないことの証明書
〇信用保証決定を確認できる書類の写し（夏季・年末それぞれ）
〇融資実行を確認できる書類の写し（夏季・年末それぞれ）
〇通帳のコピー（通帳を1枚めくったページ、融資実行額及び信用保証料振込額を確認できるページ）

※交付申請書兼誓約書、補助金請求書の様式は、市ホームページからダウンロードしてください

申請方法

商工労働課窓口で提出又は郵送
※郵送の場合、２月29日必着

宛先：〒372-8501
伊勢崎市今泉町二丁目410
商工労働課融資労政係
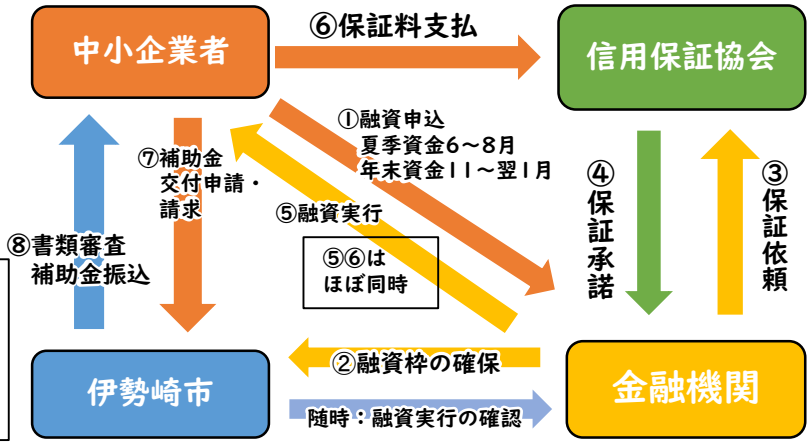
【問い合わせ先】
伊勢崎市産業経済部商工労働課　融資労政係
TEL:0270-27-2755
FAX:0270-23-7382
E-mail：shoukou@city.isesaki.lg.jp